

改正

平成22年3月31日告示第45号

平成28年3月31日告示第46号

荒尾市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の社会的、経済的活動を容易にし、もって障害者の福祉の増進を図るため、自動車運転免許の取得（以下「免許取得」という。）に要した経費について予算の範囲内において助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者その他の知的障害者と認められる者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他の精神障害者と認められる者
- (3) 免許取得により社会参加が見込まれる者
- (4) 助成の申請を行う日の属する年（以下「申請年」という。）の前年（1月から6月までの間に申請する場合は、前々年）の所得税課税対象額が申請年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
- (5) 過去に運転免許証の交付を受け、自己の責任において免許を失効し、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反して免許の取消処分を受けた者でない者

(助成額)

第3条 助成額は、免許取得に直接要した費用の3分の2以内（1,000円未満切捨て）とし、10万円を限度とする。ただし、助成の申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）内に免許取得ができなかった者については、助成を行わない。

(申請手続)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者自動車運転免許取得助成

申請書（様式第1号）に、次の各号の場合に応じて当該各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 身体障害者の場合

ア 公安委員会発行の適性相談通知書等の写し。ただし、内部障害を除く。

イ 申請者が属する世帯の世帯員（以下「世帯員」という。）全員の前年（1月から6月までの間に申請する場合は、前々年）分の所得証明書。ただし、市民税課税台帳により確認ができる場合を除く。

ウ 身体障害者手帳の写し

(2) 知的障害者の場合

ア 世帯員全員の前年（1月から6月までの間に申請する場合は、前々年）分の所得証明書。ただし、市民税課税台帳により確認ができる場合を除く。

イ 知的障害者であることが証明できる書類で、次のいずれかのもの

(ア) 療育手帳の写し

(イ) 特別支援学校の卒業証明書（申請年度内に卒業見込みである者については、在学証明書）

(ウ) 児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の判定書又はその写し

(エ) その他医師の診断書等の知的障害者であることが確認できるもの

(3) 精神障害者の場合

ア 公安委員会が発行する運転免許適性相談修了書等の写し

イ 世帯員全員の前年（1月から6月までの間に申請する場合は、前々年）分の所得証明書。ただし、市民税課税台帳により確認ができる場合を除く。

ウ 精神障害者であることが証明できる書類で、次のいずれかのもの

(ア) 精神障害者保健福祉手帳の写し

(イ) 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（年金証書等）

(ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

(エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

(オ) その他医師の診断書等で精神障害者であることが確認できるもの

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、必要な調査を行った上で助成の適否を決定し、障害者自動車運転免許取得助成適否決定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を

通知するものとする。

(完了報告)

第6条 助成金の支給が決定した者（以下「支給決定者」という。）は、免許取得後速やかに障害者自動車運転免許取得完了届（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) 自動車運転免許証の写し

(2) 自動車学校（運転免許センターを含む。）に支払った受講料等の領収書

(助成金の決定)

第7条 市長は、前条の完了届の提出があったときは、必要な調査を行った上で助成額を決定し、直ちに障害者自動車運転免許取得助成金決定通知書（様式第4号）により支給決定者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第8条 市長は、支給決定者からの障害者自動車運転免許取得助成金交付請求書（様式第5号）を受けて、助成金を給付するものとする。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第45号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。